

景観まちづくりの推進に向けて

国土交通省 都市局

公園緑地・景観課

景観・歴史文化環境整備室

目次

1. 景観行政の概要
2. 景観行政を巡る最近の状況
3. 景観まちづくりの推進に向けて
 - (1) 景観まちづくり、景観計画の必要性
 - (2) 景観まちづくりのための国の支援策
 - (3) 屋外広告物法と歴まち法
4. 今後の展開
5. おわりに

1. 景観行政の概要

景観法(平成16年制定)の概要

基本理念

良好な景観は、「国民共通の資産」、「地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成」、「地域の固有の特性と密接に関連」、「地域の活性化に資する」ものである。
※良好な景観の形成は、「現にある良好な景観を保全することのみならず、新たに良好な景観を創出することを含む」。

都道府県

全て

指定都市

全て

中核市

全て

その他の市町村

都道府県知事と協議した場合

市町村

景観行政団体 (景観法に基づく大部分の事務の実施主体)

景観計画(届出・勧告等を行う制度)

1. 建築物等の建築等について、行為の制限を定める

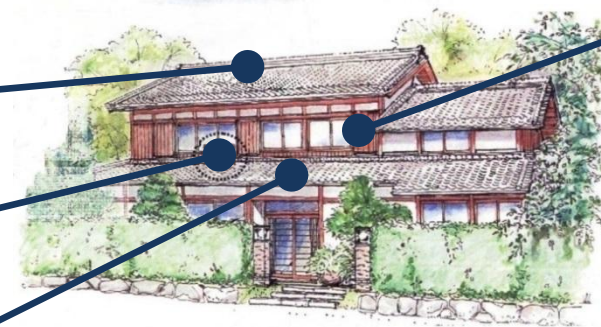
① 形態意匠の制限 (形態、色彩、材質など)

<制限規定のイメージ>

屋根はいぶし瓦葺き又はヨシ葺きを原則とし、4～5寸勾配を設け、適度な軒の出を有すること

真壁づくり又はそれに準ずる和風建築様式を継承した意匠とすること

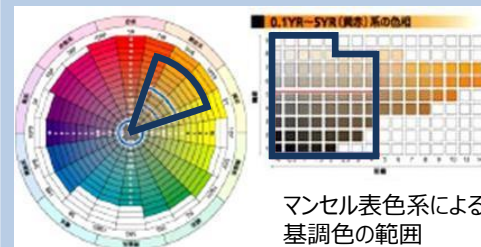
原則2階は後退させ、瓦葺きの軒庇とすること



景観地区(都市計画制度)

1. 建築物等についての制限を定める

外壁の色彩は暖色系の色相(下図参照)又は無彩色を基調とし、周辺との調和に配慮すること



② 高さ、壁面位置など

届出制度により誘導 (制限に適合しない場合は設計変更等を勧告できる)

2. その他の計画事項を定める

形態意匠は、条例で行為を指定すれば命令も可能

認定制度により実効性確保

建築確認などで実効性確保

※都市計画区域外でも「準景観地区」で準じた規制が可能。

景観重要建造物・樹木

景観上重要となる建築物等を指定し積極的に保全(現状変更に対する許可制)



その他、景観重要公共施設、景観協定、景観整備機構などの制度により、総合的に良好な景観形成を推進



2. 景観行政を巡る最近の状況

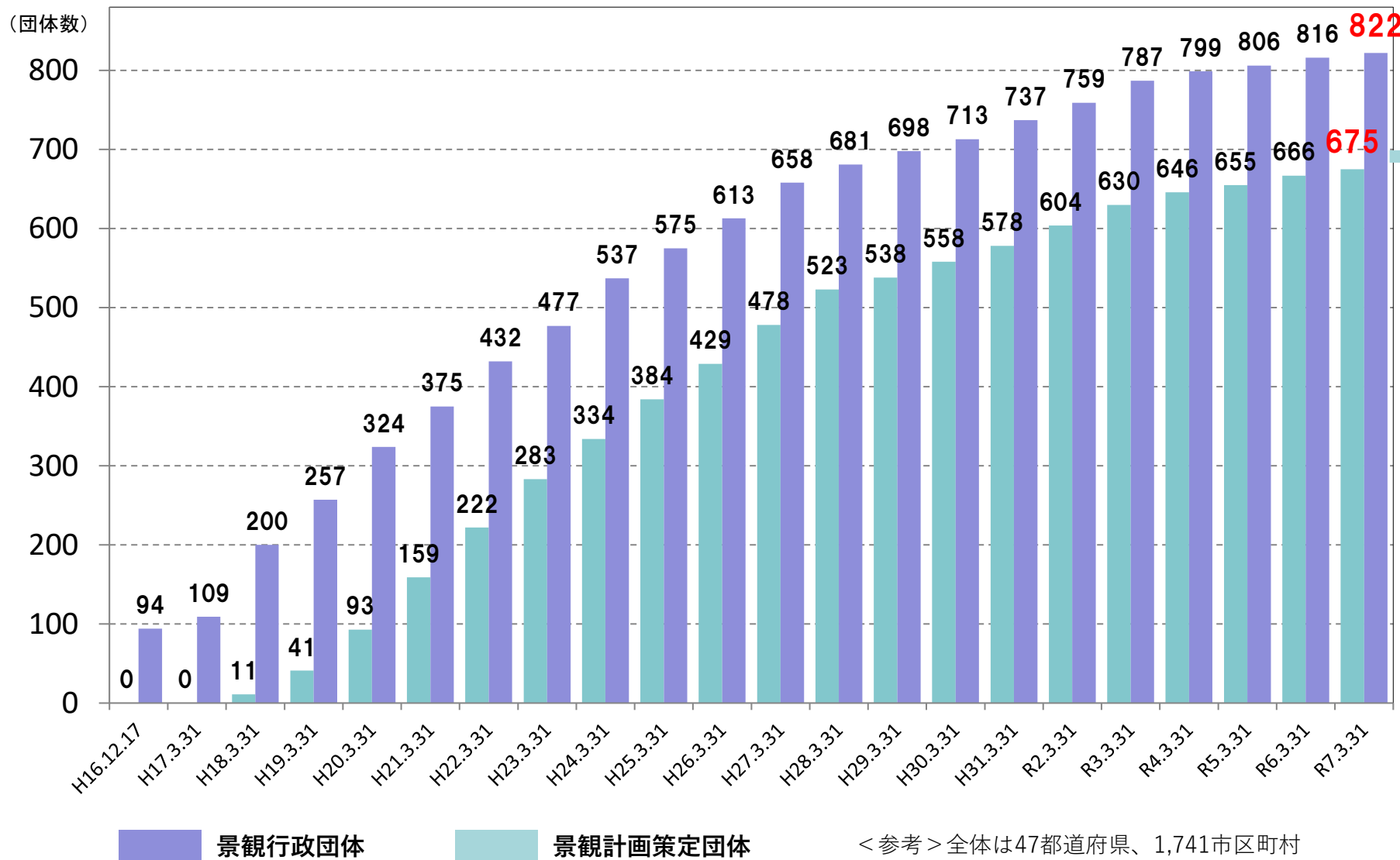
景観法の施行状況の概要（令和7年3月時点）

<参考>全体は47都道府県、1,741市区町村
（令和7年3月時点 総務省統計局）

景観行政団体	822団体	（39都道府県、	783市区町村）
景観計画	675団体	（22都道府県、	653市区町村）
（重点的な取組を進める市区町村）		（	423市区町村）
景観重要建造物	829件	（2都道府県、	111市区町村）
景観重要樹木	290件	（	71市区町村）
景観協定	156件	（3都道府県、	64市区町村）
景観整備機構	113法人	（17都道府県、	61市区町村）
景観協議会	98組織	（1都道府県、	61市区町村）
景観地区等	計174地区	（	45市区町村）
景観地区	57地区	（	33市区町村）
準景観地区	9地区	（	7市区町村）
地区計画等形態意匠条例	136地区	（	22市区町村）

景観行政に取り組む団体数の推移（令和7年3月時点）

653
市区町村 + 22都道府県

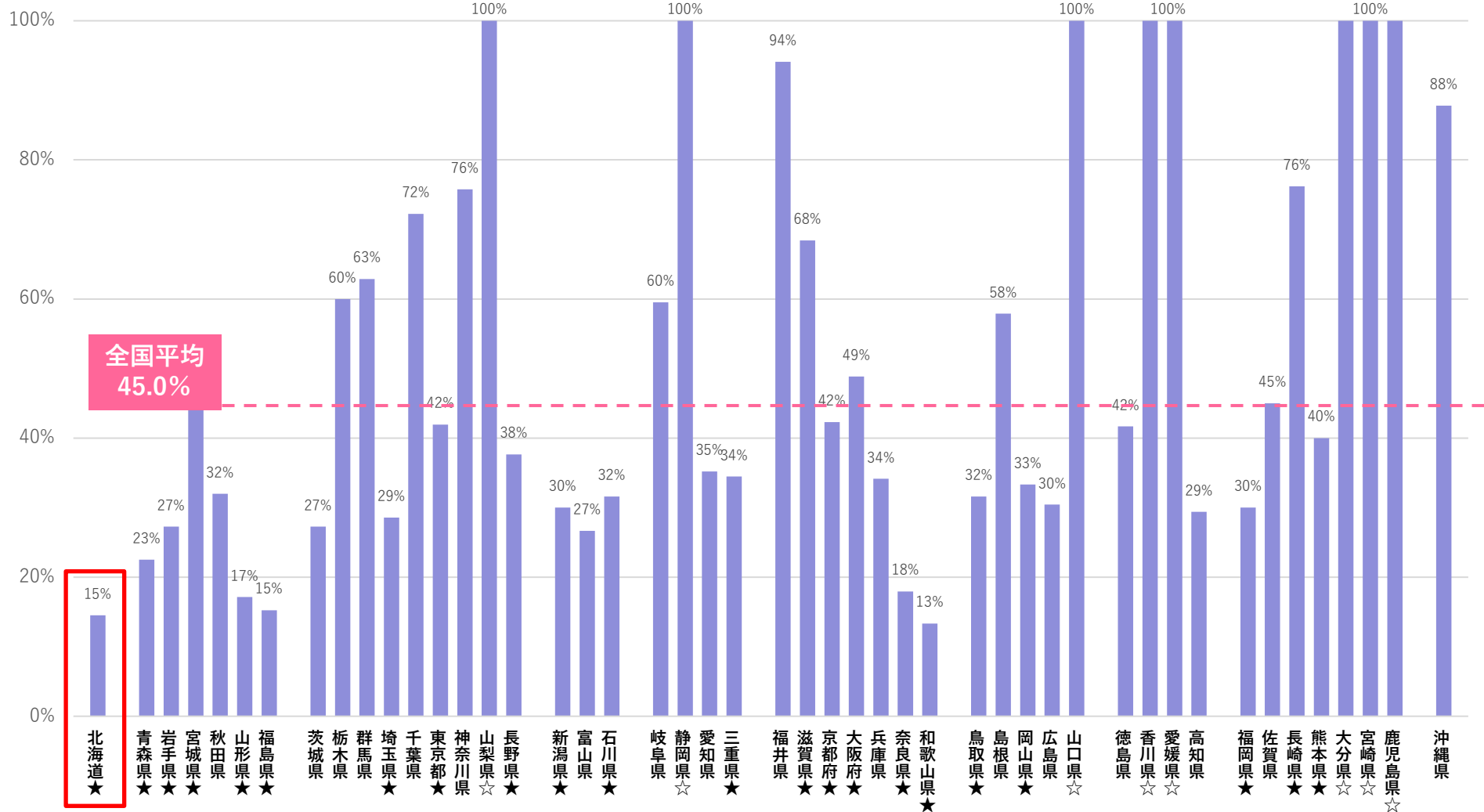


景観行政団体への移行状況(地整管区・都道府県別) (令和7年3月時点)

全国の市区町村のうち、**約45%***が景観行政団体に移行している。

都道府県内の全ての市区町村が景観行政団体に移行しているのは山梨県、静岡県、山口県、香川県、愛媛県、大分県、宮崎県、鹿児島県の8県。

※母数は都道府県を除いた地方公共団体(1741)



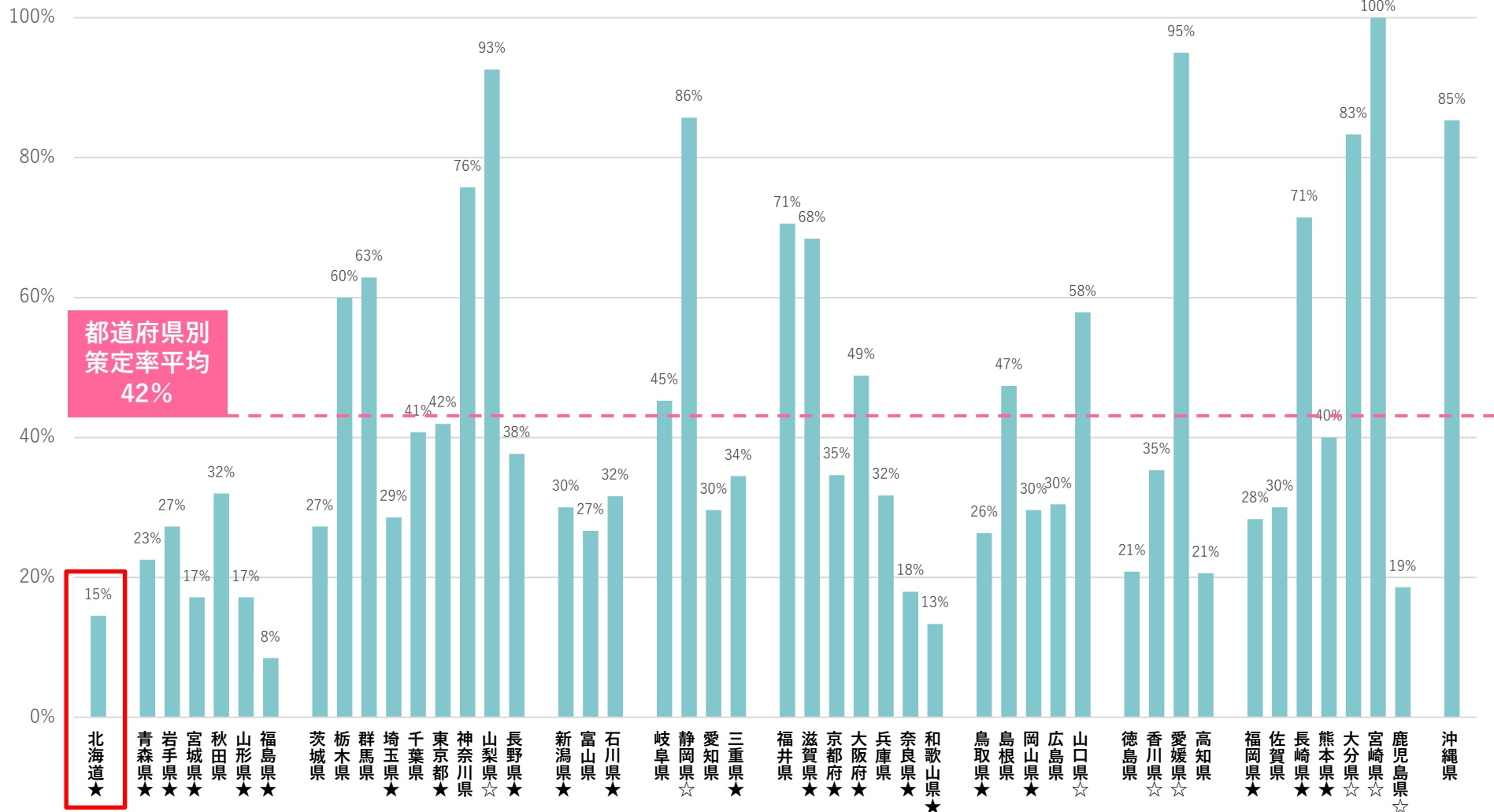
★は景観計画策定済み都道府県、☆は全ての市町村が景観行政団体に移行した都道府県

景観計画の策定状況(地整管区・都道府県別) (令和7年3月時点)

全国では約**37%**の市区町村で景観計画策定済み。

一方、都道府県間ではバラツキがあり、取組の進捗に**地域差**がある。

※母数は都道府県を除いた地方公共団体(1741)

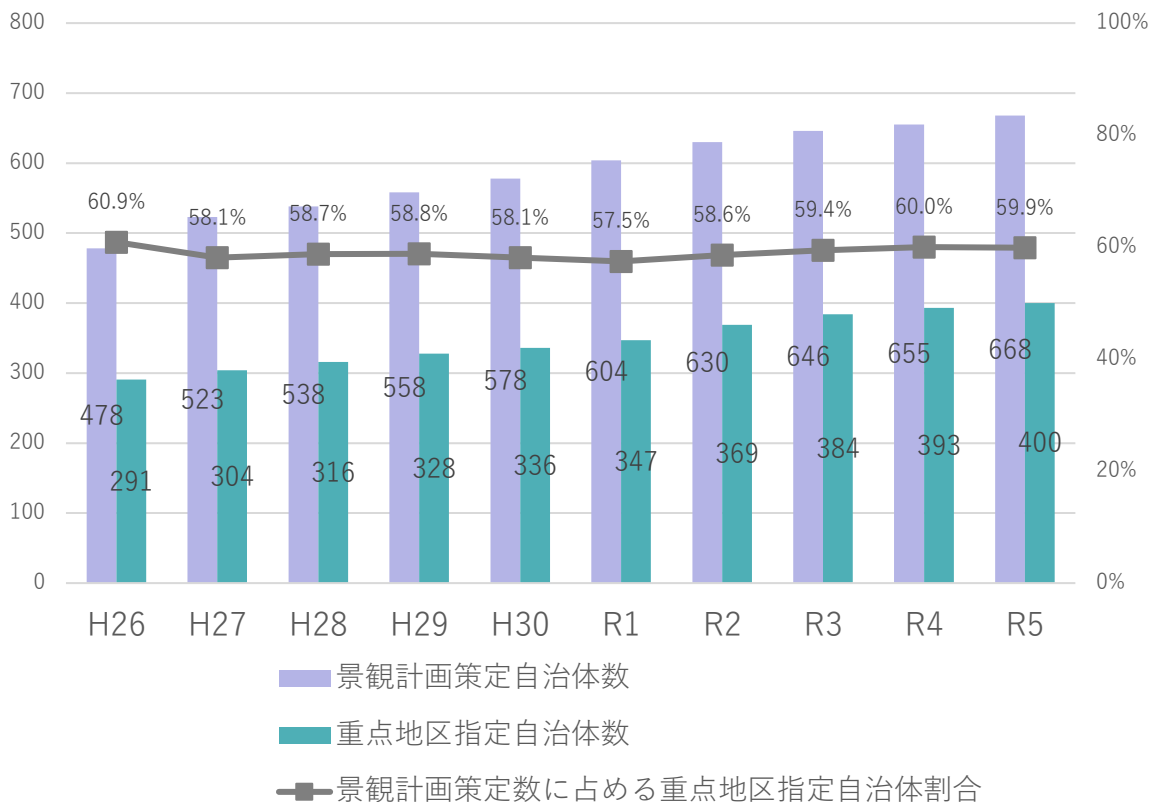


★は景観計画策定済み都道府県、☆は全ての市町村が景観行政団体に移行した都道府県

重点地区の指定状況(指定自治体数)

- 景観計画策定自治体のうち、重点地区指定自治体の割合は、平成26年からほぼ横ばいであり、約6割となっている。
- また、今後24の自治体が重点地区を指定する予定となっている。

重点地区を指定している自治体数（市区町村）



重点地区を新規に指定する予定がある自治体数（市区町村）

設定年度	自治体数
令和6年度～9年度	19
令和9年度以降または時期未定	5

太陽光発電施設等に起因する課題

〈課題〉 景観形成の調整に係る近年の課題

携帯電話会社の中継アンテナや太陽光発電施設、風力発電施設の増加等に起因する景観上の課題が顕在化。

〈対応方針案〉 様々な公益を調整する景観協議手法の確保

地域の実情に応じ、景観やそれ以外の様々な公益を総合的に判断し、景観上支障となり得る既存の施設等について、将来の更新に備えて予め景観計画を見直す等、事前の対策を講じる。



太陽光発電施設への対応〈国〉

環境省の対応

- 平成30年度、太陽光発電、風力発電の環境アセスメントに関する検討会を開催。
- 報告書における評価項目として「騒音、水環境、斜面安定性、反射光、生態系、景観、廃棄物」が記載。
- 環境アセスメント（法アセス）の対象となるよう政省令改正（施行：令和2年4月1日）
⇒ 大規模なメガソーラー（第1種：4万kW超、第2種：3万kW超）は、令和2年4月から法アセス対象
- 「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」を策定・公表（令和2年3月）
⇒ 環境影響評価法や環境影響評価条例の対象とならない、より規模の小さい太陽光発電施設に対する、自主的な環境配慮の取組を促進

国土交通省の対応

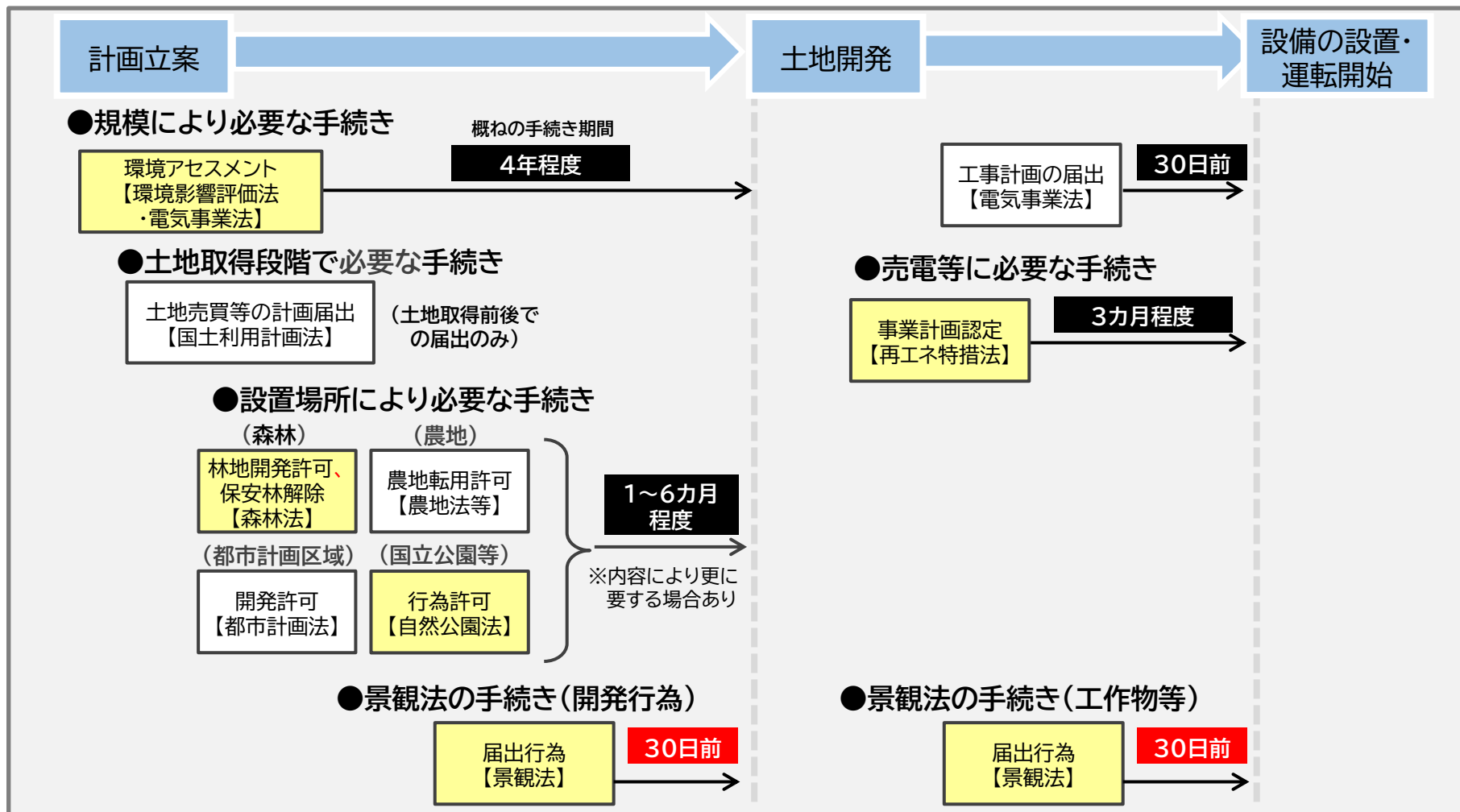
- 平成29年度に静岡県を対象として太陽光パネルに関する景観誘導施策を検討
⇒ 報告書を国土交通省HPで公開。

「静岡県における自然景観と調和した太陽光パネルに関する景観誘導施策の検討調査」

※ 景観法においては、景観の側面からしか対応できないことに留意。

再生可能エネルギー施設の設置に関する主な手続き

- 再生可能エネルギー施設の設置に関する主な手続きのうち、景観配慮の視点があるものは、景観法の届出行為の他、環境影響評価法の環境アセスメント、森林法の林地開発許可や保安林の指定の解除、自然公園法の行為許可、再エネ特措法の事業計画認定がある。



※網掛けは手続きの過程で景観配慮がある、または、景観法との関連がある項目

- 各手續の過程での景観配慮の方法として、基準が規定されているもの（自然公園法）、首長等から計画に対して意見を行うもの（環境アセス、林地開発許可）、ガイドラインを用意しているもの（再エネ特措法）などがある。

	主な手続き 【関係法令】	必要な場合	窓口	手続きのタイミング (標準処理期間)	景観配慮に関する事項	景観法との関連事項
規模により必要な手続き	環境アセスメント 【環境影響評価法・電気事業法】	<ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上の発電設備を設置する場合 *第1種の場合 太陽電池発電所: 4万kW以上 風力発電所: 5万kW以上 等 	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省、都道府県 	<ul style="list-style-type: none"> 計画段階 (標準処理期間) *配慮書は送付後90日、方法書は届出から180日、準備書は届出から270日、評価書は届出から30日 *手続き開始から手続完了まで4年程度 	<ul style="list-style-type: none"> 手続きの各段階で、計画に対して、景観を含む環境の保全の見地からの意見を都道府県知事等は述べる事が可能(最大3回)。 住民からも同様に意見出しを行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画の景観形成基準や眺望点等が用いられる場合もある。
土地取得段階に必要な手続き	土地売買等の契約届出手続 【国土利用計画法】	<ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上の土地の売買等の契約を締結した場合 *市街化区域2,000㎡以上 *市街化区域を除く都市計画区域5,000㎡以上 *上記以外の区域: 10,000㎡以上 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県、市町村の土地取引規制担当 	<ul style="list-style-type: none"> 土地取得段階 (標準処理期間) — 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし
売電等に必要	事業計画認定 【再エネ特措法】	<ul style="list-style-type: none"> 発電した電力を売電する場合 	<ul style="list-style-type: none"> 経済産業省経済産業局 	<ul style="list-style-type: none"> 設備の発注・着工前 (標準処理期間) *10kW以上太陽光、風力、中小水力、地熱発電設備: 3ヵ月 等 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が遵守する必要がある事業計画策定ガイドラインの中で、景観に配慮した設計等の項目が記載されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 申請様式の添付資料に、「景観法に基づく届出」の状況を記載する項目がある
	工事計画の届出手続 【電気事業法】	<ul style="list-style-type: none"> 事業用電気工作物を設置する場合 *太陽電池発電所: 出力2000kW以上 *風力発電所: 出力500kW以上 等 	<ul style="list-style-type: none"> 各地方の産業保安監督部等 	<ul style="list-style-type: none"> 工事開始の30日前まで (標準処理期間) *届出書受理日から30日 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし 	<ul style="list-style-type: none"> 特になし

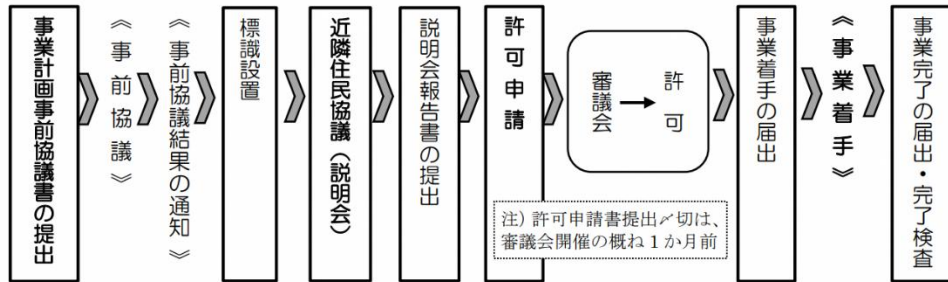
※網掛けは手続きの過程で景観配慮がある、または、景観法との関連がある項目

	主な手続き 【関係法令】	必要な場合	窓口	手続きのタイミング (標準処理期間)	景観配慮に関する事項	景観法との関連事項
設置場所により必要な手続き	開発許可手續 【都市計画法】	・市街化区域(1,000㎡以上)、市街化調整区域(全て)で開発行為を行う場合	・都道府県等の開発許可担当部局	・開発段階 (標準処理期間) *原則1カ月以内	(・開発許可の技術基準は、「道路・公園・給排水施設等の確保、防災上の措置等」から成っており、景観配慮の項目は設定されていない。)	・特になし
	農地転用許可手續 【農地法/農業振興地域の整備に関する法律】	・農地に発電設備等を設置する場合や、農地以外の土地に転用する場合等	・市区町村(農業委員会)	・計画段階 (標準処理期間) *農業委員会は受理後4週間以内(30アール以下の場合3週間) *都道府県知事等は受理後2週間以内	(・申請書の添付資料で、その土地に設置する建物等の図面が必要になるが、景観配慮に関する内容は設定されていない。)	・特になし
	行為許可申請等手續 【自然公園法】	・国立公園や国定公園等で開発行為を行う場合	・環境省地方環境事務所等	・工事着工段階 (標準処理期間) *3ヶ月前後	・許可基準において、「 当該建築物の屋根及び壁面の色彩並びに形態がその周辺の風致又は景観と著しく不調和でないこと。 」が定められている。	・特になし
	林地開発許可手續 【森林法】	・地域森林計画対象民有林内で、面積が1haを超える規模の開発行為を行う場合 ・太陽光発電設備の設置については、面積が0.5haを超える開発行為を行う場合(令和4年度に改正)	・都道府県	・工事着手前 (標準処理期間) 80日	・許可にあたって、「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」の4つが要件とされており、景観については「環境の保全」において配慮。 ・許可手続きの過程で、 市町村長の意見聴取が法で求められている。 また、 太陽光発電設備については、残置森林及び造成森林を合わせた森林率はおおむね25%以上とし、原則として周辺部や屋根部に残置森林を配置すること等 が定められている。	・特になし
	保安林の指定の解除手續 【森林法】	・保安林に指定された森林で開発行為を行う場合	・民有林: 都道府県、 ・国有林: 森林管理局	・工事着手前 (標準処理期間) 大臣権限の民有林: 約6ヶ月 知事権限の民有林: 約3ヶ月 国有林: 約6ヶ月	・発電施設の事業等については、残置森林及び造成森林を合わせた森林率はおおむね25%以上又はおおむね35%以上とし、原則として周辺部に残置森林を配置すること等が定められている。	・特になし

※網掛けは手続きの過程で景観配慮がある、または、景観法との関連がある項目

- 「前橋市自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電設備設置事業との調和に関する条例」により、赤城山地区など（特別保全地区）で、再生エネ設備の設置を行う場合は、事前に前橋市の許可が必要
- 太陽光発電設備について、「色彩」、「配置・高さ・形状」、「道路に面する部分の景観配慮」に係る基準を設定

■事業完了までの標準的な手続きフロー



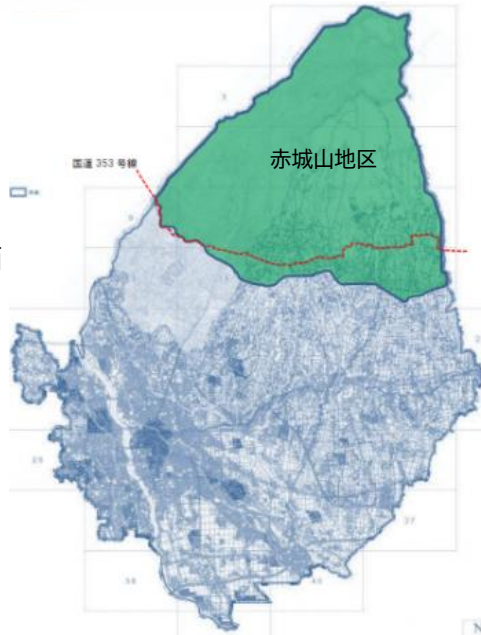
■事前許可が必要な要件

対象事業

- ・太陽光発電設備全て（建築物の屋根または屋上に設置するものを除く）
- ・太陽光以外を再生可能エネルギー源とする発電設備で、発電出力が2,000キロワット以上のもの（環境影響評価法、群馬県環境影響評価条例の対象となる事業を除く）

対象地域

- ・赤城山地区
（景観計画に定める景観類型の図の森林地区）
- ・土砂災害警戒区域
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・その他市長が指定する地区



＜前橋市再生エネ条例許可基準等審査に係る太陽光発電設備景観配慮について＞

令和元年8月1日適用

以下の配慮事項は、地上型（野立て）太陽光発電設備を対象とする。

再エネ 景観配慮項目	基準	
色彩	太陽光パネル 太陽光モジュール	低反射（反射光を抑える処置がされたもの）のものとする。 フレームの色彩はパネル（モジュール）部分と同等色、若しくは黒色、こげ茶色、濃紺色で、フレームの存在感が目立たないものが望ましい。
	保安柵、フェンス等 （目隠しフェンス含む）	設置する周辺の景観に応じて、こげ茶、ベージュ、グレー、黒のいずれかとする。 白は原則使用不可とする。
配置・ 高さ・ 形状	太陽光パネル（太陽光モジュール）は向きや傾斜を揃えるなど、統一感のある配置とする。 太陽光パネル（太陽光モジュール）の設置最高高さは、地盤面から原則2.0m以下とする。 ※発電設備の下で農業を営むものによってはこの限りではない。	
道路に面する部分の景観配慮	山林など自然豊かな場所に設置する場合は、既存樹木を活かした配置計画とし、やむを得ず伐採する場合には、発電設備を設置する部分の最低限の範囲の伐採とする。 敷地の道路に面した部分は、原則、中低木による植栽を行うこととし、歩行者や通行車両から見える太陽光発電設備（土台・架台及び附帯記録等を含む）の人工物の存在感を軽減させる。 （※道路と敷地に高低差がある場合は事前に協議すること。）	
	<p>（※ただし、交差点から5m以内においては、交差点の見通し安全確保に配慮し、保安柵等のフェンス+中・低木植栽とし、目隠しフェンスの使用は避ける。）</p>	
	<p>上記において、目隠しフェンスとする場合、フェンス等の保安柵に目隠し用の簡易シート（ビニールシート、メッシュ状シート、植栽シート）を貼ったものは原則、不可とする。</p>	
	<p>中・低木植栽は、原則、植栽時は樹高1.0m以上、成木時には樹高1.5m以上のものとする。</p>	
	<p>植栽は、地域の植生に配慮した樹種又は季節を感じるここのできる花木とすることが望ましい。</p>	

景観地区内への設置 (陸前高田市)

- 景観審議会の議論を踏まえ、設置認定
 - ①ブドウ栽培とのソーラーシェアリング
 - ②周辺への景観に配慮した植栽設置
 - ③パネルの角度も景観上配慮

斜面地への設置 (富士宮市)

- 隣地の民家に与える圧迫感を軽減するため、パネルを山の形状に設置
- 太陽光パネルのフレームは黒色とし、目立たないよう配慮

営農型太陽光発電設備の設置 (北杜市)

- 農地の景観に配慮するため、架台の色彩をダークブラウンに変更



出典:陸前高田市



出典:北杜市



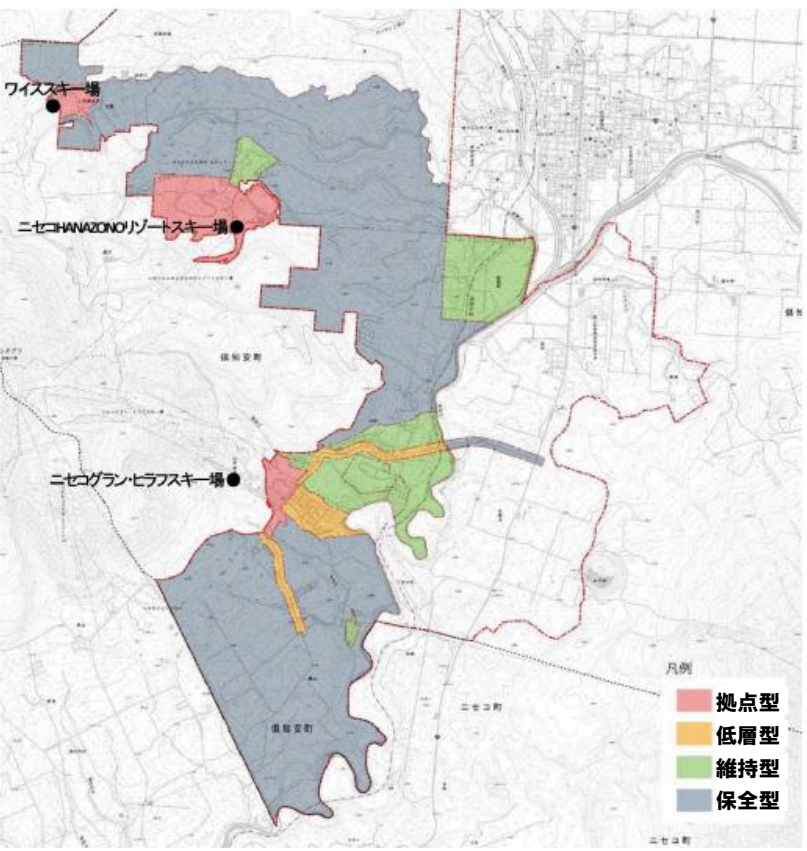


3. 景観まちづくりの推進に向けて

(1) 景観まちづくり、景観計画の必要性

重点地区の設定(事例: 倶知安町景観計画)

○景観法運用指針において、重点地区は、地域の拠り所や顔となるような、質の高い景観形成に重点的に取り組む地区と定義されている。(景観計画運用指針 p.14)



リゾートエリア全体の土地利用の方針

快適なリゾート滞在環境と豊かな自然環境を大切にする
～ 緑・水・道への負荷を抑えた土地利用の推進 ～

区分	エリアごとの土地利用の方針
拠点型 (4地区)	スキー場周辺の質の高いリゾート地の拠点 中高層の宿泊施設や店舗などの集積
低層型 (3地区)	リゾート地の賑わいを支える機能 ゆとりを持たせたリゾート地の形成
維持型 (7地区)	リゾート地の滞在機能を維持する機能 ボリュームを抑えた落ち着いたリゾート地の形成
保全型 (3地区)	森林や農業地域などの自然の豊かさを維持 (森林法開発行為を基調) 低密度な滞在環境



ルール区分	ルール見直しの概要
建築形態制限	○ 拠点型以外は、容積率を200%以下【強化】
景観地区	○ 周辺の街なみにあったデザイン【強化】 ○ 敷地にゆとりを持たせる【強化】 ○ リゾート地の形成に合った建物の高さ【強化】 ○ 自然の地形を生かした造成【新規】 ○ 緑を計画的に残す・配置する【新規】
特定用途制限地域	○ 宿泊施設の制限 (維持型・保全型) 【新規】 ○ リゾートのコンテンツを支える用途【緩和】

原則、建築禁止
ただし、スプロール抑制につながる宿泊収容人数、建築ボリューム等を抑えた審査基準に適合する場合に限り、最大で延べ床面積10,000㎡までの建築について適用除外として許可

- 平成20年に景観地区を都市計画決定し行為の制限を行ってきたが、倶知安町全体における景観地区の景観上の位置づけが不明確だった。
- そこで、景観地区の変更の機会にあわせて景観計画の策定し、景観計画区域内において、景観地区を景観重点地域に位置づけ目標像を定めるなどにより、目的や行為の制限の根拠を明確にした。

○自治体事前協議の導入

(団体)

・景観計画を策定済み（H23年9月1日時点）の景観行政団体のうち、自治体への事前協議等の機会を設けているのは約91%。

・景観法の届出期限（行為着手の30日前）より前の段階で事前協議を求め、自治体の景観計画の考え方などを説明。

条例で義務付けている（例：協議しなければならない、相談するものとする）

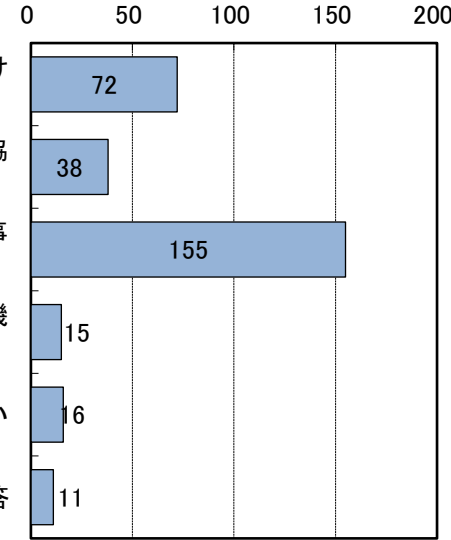
条例で位置付けているが任意（例：協議することができる）

条例に位置付けていないが、任意で事前協議等をお願いしている

別の制度を活用して事前協議等の機会を設けている

事前協議等の機会を設けていない

無回答



○住民説明会等の義務付け

対象：平成23年9月1日時点で景観計画策定済みの307の団体
資料：景観法の活用意向について（平成23年9月1日時点）

・高山市は開発に際して住民説明会を義務付け、住民への積極的な情報提供を求めている。

●高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例（平成14年4月1日）
（開発構想の縦覧等）

第12条 市長は、開発構想の届出があったときは、速やかに、その旨その他別に定める事項を告示し、告示の日から3週間、当該届出に係る開発構想を縦覧に供しなければならない。

2 大規模特定事業者は、前項の縦覧期間内に、開発構想の内容を当該開発構想に係る区域及びその周辺の住民等に周知させるための説明会を開催しなければならない。

3 大規模特定事業者は、前項に規定する説明会を開催しようとするときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、その旨を市長に届け出るとともに、別に定めるところにより、これらを説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

景観まちづくりによる効果

従来のもちづくりの限界

- 緩やかな規制や機能優先のインフラ整備により、雑然とした景観や全国どこでも同じような景観が形成される
 - 地元への誇りや愛着が持てず人口流出が加速
 - 地域の観光資源の魅力が損なわれる



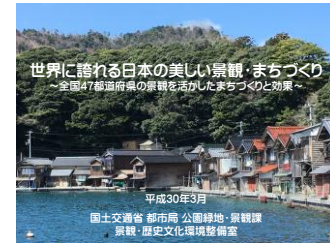
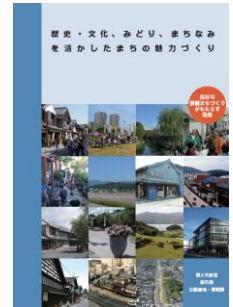
これからの景観まちづくり

- 景観まちづくりは、地域の個性や魅力を守り、向上させることで、地方創生や観光活性化につながる施策
 - ※景観資源の発掘、重点的に取り組む地域の設定
- ハード整備だけでなく、地域関係者とのイベントなどソフト施策と合わせて実施すると効果的
 - ※ 早期に管理・運営の担い手を発掘

3. 景観まちづくりの推進に向けて

(2) 景観まちづくりのための国の支援策

- 景観法活用のための技術的参考となる資料の作成
 - 景観法アドバイザーブック（H24.3）
 - 景観計画策定・改定の手引き（R5.3更新）
 - **景観まちづくり事例集（R7.4）※本日の参考資料**
- 参考となる良好な景観事例の整理
 - 良好な景観まちづくりがもたらす効果に関するパンフレット（H28.3）
 - 世界に誇れる日本の美しい景観・まちづくり事例集（H30.3）
- 社会資本整備総合交付金
 - 街なみ環境整備事業
 - 都市公園事業など
 - まちなかウォークアブル推進事業の創設（都市再生整備計画事業の拡充）
- 景観改善推進事業（令和2年度より創設）



景観法制度を活用して特徴的な景観形成に取り組む事例を収集し、景観まちづくりの取組による効果も含めて事例集としてとりまとめた。(令和7年4月作成)

景観まちづくり事例集

R7.4月版

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課
景観・歴史文化環境整備室



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

取組は次の視点で収集している。

- 事前協議や届出制度を活用し、良好な景観形成を誘導している取組
- 景観計画により重点地区を指定し、特徴的な景観まちづくりを進めている取組
- 景観整備機構や景観協議会の制度を活用し、専門家や地域と連携した取組
- 立地適正化計画などの都市計画の取組や防災・減災の取組と連携した取組
- 再エネ施設や空き家など近年の景観課題に対する特徴的な取組
- 広域的な景観形成に関する特徴的な取組

No	自治体名	事前協議・届出	重点地区	景観重要建造物・樹木等	景観整備機構	眺望景観	太陽光・風力等	防災・減災	都市計画	空き家・空き地	耕作放棄地	広域連携
1	北海道函館市	○								○		
2	島根県松江市	○				○						
3	長崎県長崎市	○										
4	香川県高松市		○									
5	東京都豊島区		○	○								
6	滋賀県彦根市			○								
7	神奈川県鎌倉市			○	○							
8	熊本県熊本市					○	○					
9	静岡県富士宮市						○					
10	沖縄県北中城村						○					
11	鹿児島県伊佐市							○				
12	静岡県静岡市								○			
13	愛知県名古屋								○			
14	埼玉県川越市			○						○		
15	広島県尾道市		○							○		
16	和歌山県有田川町		○								○	
17	石川県					○						○
18	大分県					○						○

【北海道函館市】届出制度による建築物等の保全・誘導

事前協議・届出 空き家・空き地

事前協議のほか、景観アドバイザー制度を設け、重点地区内や大規模な建築物に対して届出を義務付けることで専門家による柔軟な景観誘導を実施。除却を届出対象とすることで歴史的建造物の減失を防止。

基礎情報

自治体名	北海道函館市		
規模	人口：23.6万人 面積：667.8 km ²		
景観の取組状況	重点地区	景観行政団体	景観計画策定
	景観整備機構	景観協議会	景観地区等
	景観協議会	景観地区等	屋外広告物条例

取組の概要

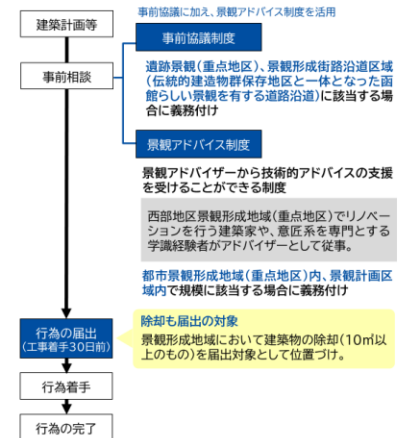
景観アドバイザー制度の活用

都市景観形成地域（重点地区）内や、景観計画区域内の大規模建築物に対して景観アドバイザーから技術的アドバイスの支援を受けることができる景観アドバイザー制度を義務付け良好なデザインを誘導。

建築物の除却を届出対象に位置付け

歴史的建造物保全のため、景観形成地域において建築物の除却（10m以上のもの）を届出対象として位置づけ。

【事前協議・届出の流れ】



【北海道函館市】届出制度による建築物等の保全・誘導

事前協議・届出

空き家・空き地

事前協議のほか、景観アドバイス制度を設け、重点地区内や大規模な建築物に対して届出を義務付けることで専門家による柔軟な景観誘導を実施。除却を届出対象とすることで歴史的建造物の滅失を防止。

基礎情報

自治体名	北海道函館市
規模	人口：23.6万人 面積：667.8 km ²
景観の取組状況	景観行政団体／景観計画策定 重点地区 景観重要建築物 景観重要樹木 景観重要公共施設 景観協定 景観整備機構 景観協議会 景観地区等 屋外広告物条例

取組の概要

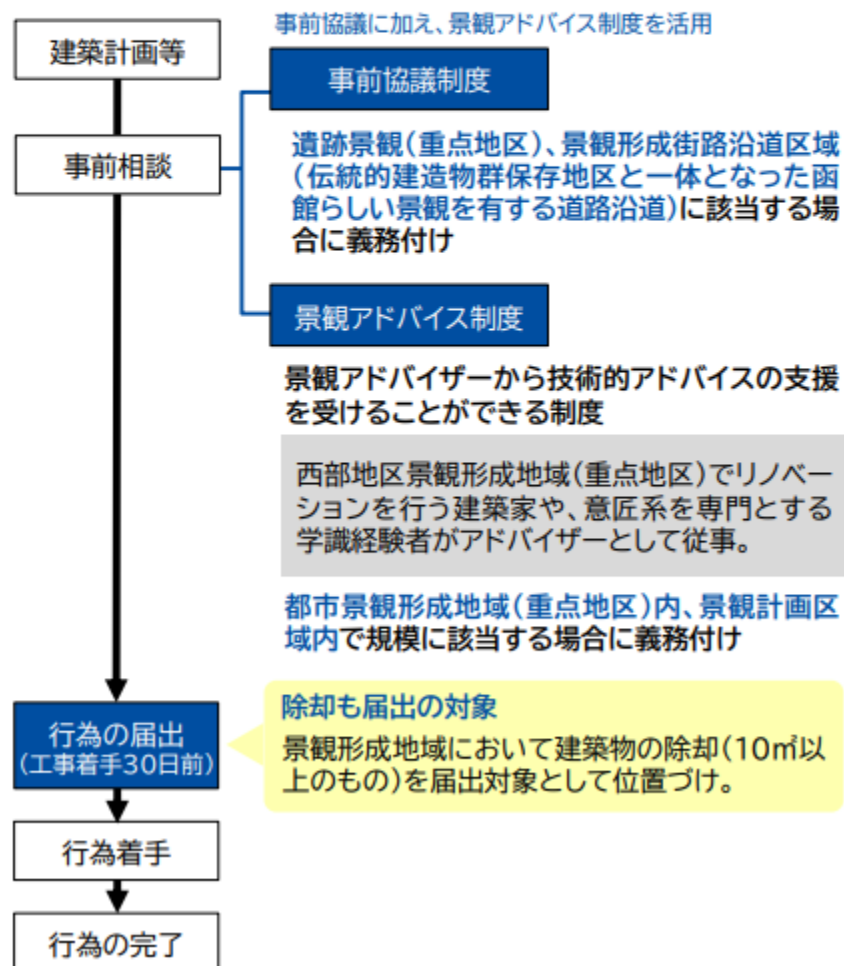
景観アドバイス制度の活用

都市景観形成地域（重点地区）内や、景観計画区域内の大規模建築物に対して景観アドバイザーから技術的アドバイスの支援を受けることができる景観アドバイス制度を義務付け良好なデザインを誘導。

建築物の除却を届出対象に位置付け

歴史的建造物保全のため、景観形成地域において建築物の除却（10㎡以上のもの）を届出対象として位置づけ。

【事前協議・届出の流れ】



地方公共団体による景観まちづくりの取組を一層推進するため、平成31年3月に公表した「景観計画策定の手引き」「別冊 景観計画・まちづくりの取組事例集」の内容をもとに、令和4年3月に「景観計画策定・改定の手引き」及び「景観計画・まちづくりの質向上アイデア集」を公表。さらに令和5年3月「景観計画・まちづくりの質向上アイデア集」を更新。

○策定編

これから景観計画策定に取り組む地方公共団体向けに、**景観計画策定の基本的な進め方**や「**財源の確保**」「**職員不足**」「**知識や技術の不足**」等の課題を解決する工夫事例をとりまとめ。

○改定編

これまで景観計画を策定し景観まちづくりに取り組んできた地方公共団体向けに、景観計画改定の検討の参考となるよう、**具体的な改定内容の検討方法**、**景観計画改定案の作成方法**などを整理。

○質向上アイデア集

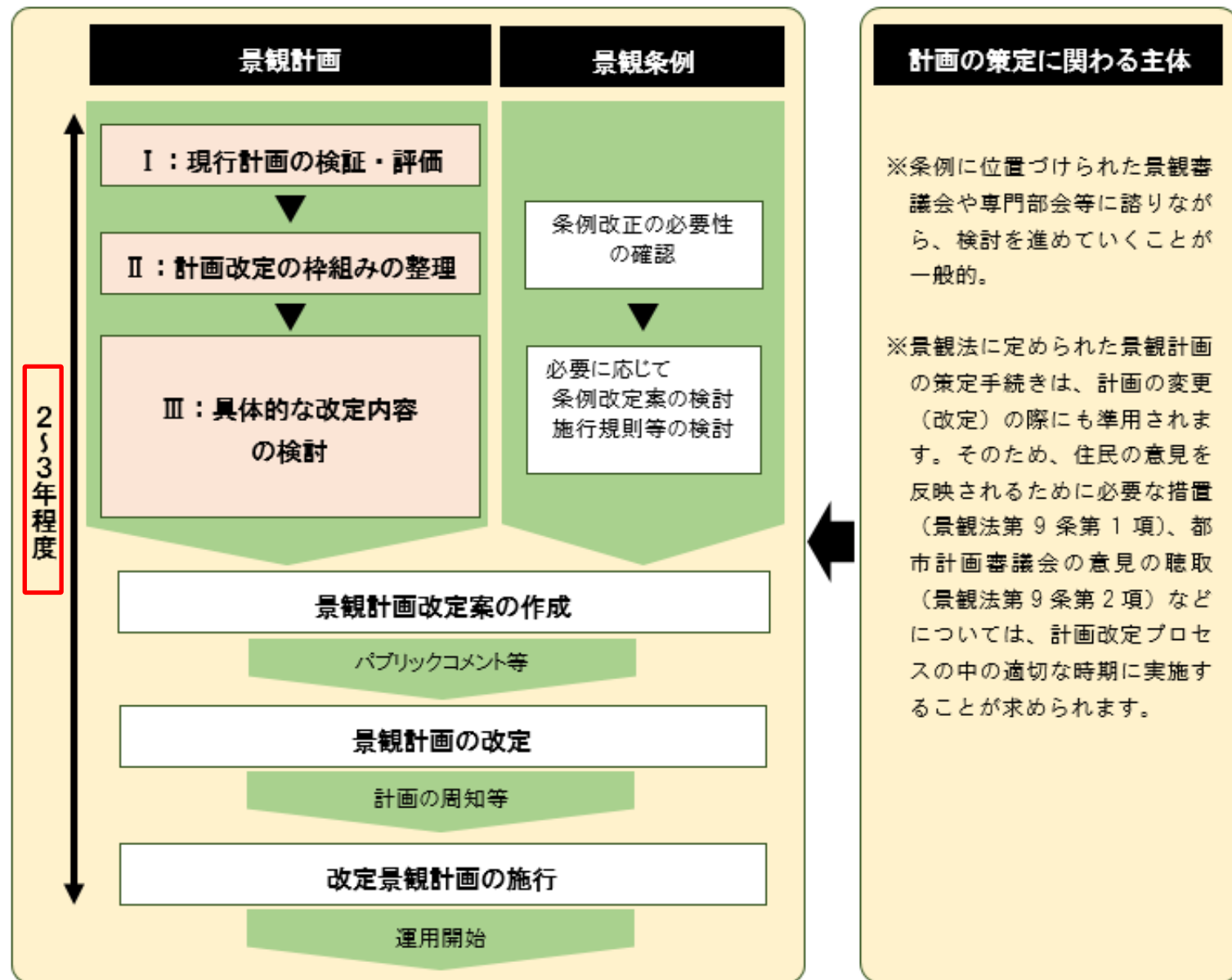
景観まちづくりに取り組む地方公共団体が取組をステップアップする際の参考となるよう、**景観まちづくりの質向上のアイデア**、**個別の景観課題への対応**、**アンケート結果**などをとりまとめ。

景観計画策定・改定の手引き	
～ 策定編 ～	
<目次>	
1. はじめに	1
2. 景観計画の検討の仕組み・プロセスと主な留意点	2
(1) 景観計画検討の仕組み	
(2) 景観計画検討の主な留意点	
1) 検討プロセスの組み立て	
2) 景観行政団体への移行に関する検討	
3) 景観計画の検討	
4) 景観条例の検討	
5) 景観計画の運用に関する検討	
3. 景観計画の策定等における工夫例	17
(1) 庁内の課題への工夫例	
(2) 対外的な課題への工夫例	
4. 景観計画の検討例	22
検討例①：まちの形成過程や日常生活に身近な視点から景観特性を把握する	
検討例②：市民参加を通して景観資源や考え方の共有化を図る	
検討例③：旧市街地で培われた景観を守り育てる	
検討例④：自然眺望を保全する	
令和4年3月	
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課	

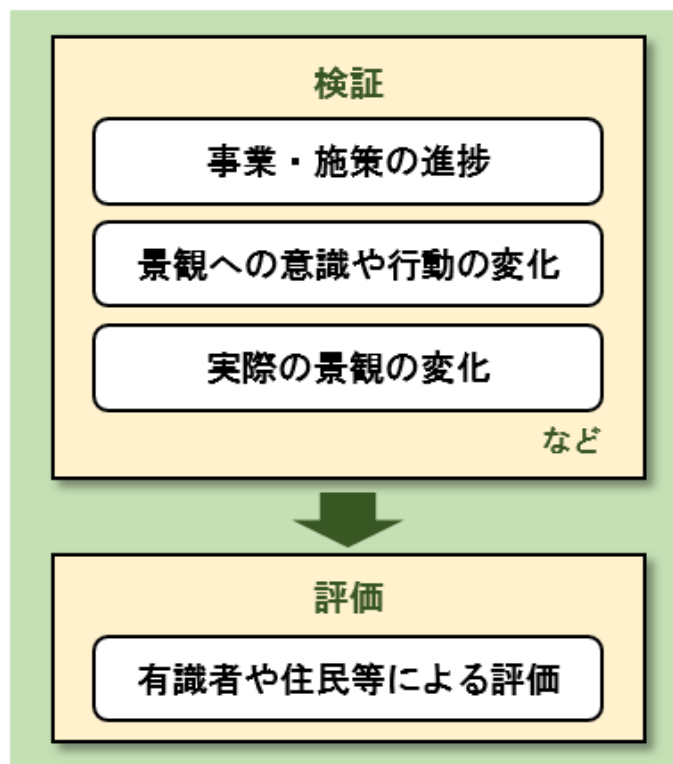
景観計画策定・改定の手引き	
～ 改定編 ～	
<目次>	
1. はじめに	1
2. 景観計画改定に向けた検討のポイントと主な留意点	3
2-1. 景観計画改定のプロセス	3
2-2. 主な検討内容	5
I：現行計画の検証・評価	5
II：計画改定の仕組みの整理	10
・改定の仕組みの整理	
・改定スケジュールの作成	
III：具体的な改定内容の検討	11
[検討例①]行為の制限に関する事項（重点地区の追加）	
[検討例②]行為の制限に関する事項を変更（重点地区の追加以外）	
[検討例③]景観重要公共施設を指定する	
[検討例④]景観整備協議を活用する	
IV：景観計画改定案の作成及び景観計画の改定	34
令和4年3月	
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課	

景観計画・まちづくりの質向上アイデア集	
<目次>	
1. はじめに	1
2. 景観まちづくりの質向上のアイデア	8
<空間の質を高める>	
<行政施策と連携する>	
<ICTを活用する>	
3. 個別の景観課題に対応する	20
(1) 再生可能エネルギー発電設備の設置にかかる景観誘導の方法や工夫点	
(2) 空家、空き店舗にかかる景観誘導の方法や工夫点	
(3) 耕作放棄地にかかる景観誘導の方法や工夫点	
(4) 屋外広告物の設置にかかる景観誘導の方法や工夫点	
(5) 定型的な基準を活かしたアドバイザー制度による景観誘導の工夫点	
4. アンケート結果の報告	29
4-1. 景観まちづくりの質向上に関するアンケート調査（令和3年度）	29
(1) 景観整備協議や景観重要公共施設の制度活用状況	
(2) 景観施策に限らないまちづくり施策との連携事例やICTの活用事例	
(3) 景観計画の改定時の取組事例	
4-2. 景観計画策定・運用に関するアンケート調査（平成30年度）	48
(1) 景観計画の策定・運用時の取組事例	
(2) 景観まちづくりの進捗や効果の測り方	
4-3. 景観法制度活用推進に関するアンケート調査（令和4年度）	77
(1) 近年特に問題となっている景観阻害要因について	
(2) 再生可能エネルギー施設の景観誘導について	
(3) 景観法に基づく届出の電子申請等について	
令和5年3月	
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課	

<改定の基本的なプロセス例>



I：現行計画の検証・評価



○住民意見等を反映することも重要です
ワークショップやアンケートなどを実施。

～評価方法の具体例～

専門家による評価	・景観審議会やアドバイザーといった形で、学識経験者などの専門家や、景観づくりに関係する団体などから景観施策について意見を聴取
市民委員による評価	・市民公募委員を中心とした景観市民会議を開催し、景観まちづくりの評価・検証を実施
内部での評価	・庁内の連絡会議で景観に関する課題を抽出 ・関係部署による景観形成の取組について状況報告を受ける

Ⅱ：計画改定の枠組みの整理

ポイント

- 早い段階でアウトプットイメージを共有
- 改定までのスケジュールを整える

○改定しないという選択肢もある

Ⅲ：具体的な改定内容
の検討

具体的な改定内容の主な項目

行為の制限に関する事項

検討例① 重点地区の追加

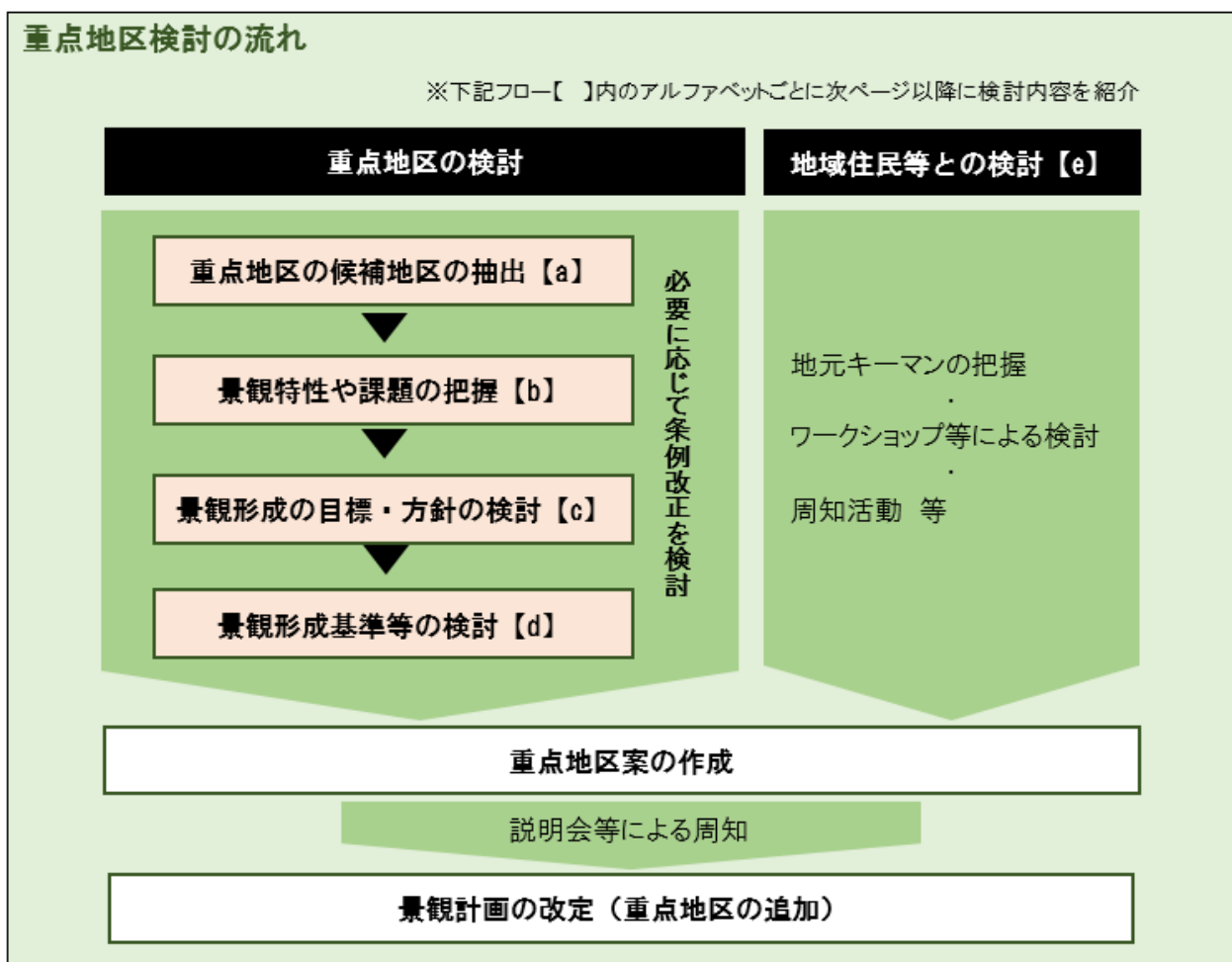
検討例② 重点地区の追加以外

積極的な活用が望まれる事項

検討例③ 景観重要公共施設

検討例④ 景観整備機構

- 「景観形成の目標・方針」を実現するための景観形成基準や届出対象行為・規模を検討。
- 「景観計画区域」では届出対象となっていない
 - ・小規模な行為等に対してきめ細かい景観誘導をすることが可能
 - ・特定の届出対象行為を追加することが可能

【検討例①】 重点地区の追加（行為の制限に関する事項）


地方公共団体による景観まちづくりの取組を一層推進するため、平成31年3月に公表した「景観計画策定の手引き」「別冊 景観計画・まちづくりの取組事例集」の内容をもとに、令和4年3月に「景観計画策定・改定の手引き」及び「景観計画・まちづくりの質向上アイデア集」を公表。さらに令和5年3月「景観計画・まちづくりの質向上アイデア集」を更新。

○策定編

これから景観計画策定に取り組む地方公共団体向けに、**景観計画策定の基本的な進め方**や「**財源の確保**」「**職員不足**」「**知識や技術の不足**」等の課題を解決する工夫事例をとりまとめ。

○改定編

これまで景観計画を策定し景観まちづくりに取り組んできた地方公共団体向けに、景観計画改定の検討の参考となるよう、**具体的な改定内容の検討方法**、**景観計画改定案の作成方法**などを整理。

○質向上アイデア集

景観まちづくりに取り組む地方公共団体が取組をステップアップする際の参考となるよう、**景観まちづくりの質向上のアイデア**、**個別の景観課題への対応**、**アンケート結果**などをとりまとめ。

景観計画策定・改定の手引き	
～ 策定編 ～	
<目次>	
1. はじめに	1
2. 景観計画の検討の仕組み・プロセスと主な留意点	4
(1) 景観計画検討の仕組み	
(2) 景観計画検討の主な留意点	
1) 検討プロセスの組み立て	
2) 景観行政団体への移行に関する検討	
3) 景観計画の検討	
4) 景観条例の検討	
5) 景観計画の運用に関する検討	
3. 景観計画の策定等における工夫例	17
(1) 庁内のな課題への工夫例	
(2) 対外的な課題への工夫例	
4. 景観計画の検討例	22
検討例①：まちの形成過程や日常生活に身近な視点から景観特性を把握する	
検討例②：市民参加を通して景観資源や考え方の共有化を図る	
検討例③：旧市街地で培われた景観を守り育てる	
検討例④：自然眺望を保全する	
令和4年3月	
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課	

景観計画策定・改定の手引き	
～ 改定編 ～	
<目次>	
1. はじめに	1
2. 景観計画改定に向けた検討のポイントと主な留意点	3
2-1. 景観計画改定のプロセス	3
2-2. 主な検討内容	5
I：現行計画の検証・評価	5
II：計画改定の仕組みの整理	10
・改定の仕組みの整理	
・改定スケジュールの作成	
III：具体的な改定内容の検討	11
[検討例①]行為の制限に関する事項（重点地区の追加）	
[検討例②]行為の制限に関する事項を変更（重点地区の追加以外）	
[検討例③]景観重要公共施設を指定する	
[検討例④]景観整備協議を活用する	
IV：景観計画改定案の作成及び景観計画の改定	34
令和4年3月	
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課	

景観計画・まちづくりの質向上アイデア集	
<目次>	
1. はじめに	1
2. 景観まちづくりの質向上のアイデア	8
<空間の質を高める>	
<行政施策と連携する>	
<ICTを活用する>	
3. 個別の景観課題に対応する	20
(1) 再生可能エネルギー発電設備の設置にかかると景観誘導の方法や工夫点	
(2) 空家、空き店舗にかかると景観誘導の方法や工夫点	
(3) 耕作放棄地にかかると景観誘導の方法や工夫点	
(4) 屋外広告物の設置にかかると景観誘導の方法や工夫点	
(5) 定型的な基準を活かしたアドバイザー制度による景観誘導の工夫点	
4. アンケート結果の報告	29
4-1. 景観まちづくりの質向上に関するアンケート調査（令和3年度）	29
(1) 景観整備協議や景観重要公共施設の制度活用状況	
(2) 景観施策に限らないまちづくり施策との連携事例やICTの活用事例	
(3) 景観計画の改定時の取組事例	
4-2. 景観計画策定・運用に関するアンケート調査（平成30年度）	48
(1) 景観計画の策定・運用時の取組事例	
(2) 景観まちづくりの進捗や効果の測り方	
4-3. 景観法制度活用推進に関するアンケート調査（令和4年度）	77
(1) 近年特に問題となっている景観阻害要因について	
(2) 再生可能エネルギー施設の景観誘導について	
(3) 景観法に基づく届出の電子申請等について	
令和5年3月	
国土交通省 都市局 公園緑地・景観課	

○事業者等、専門家（せたがや風景デザイナー）、世田谷区の3者が定性的な基準に基づき、より良い風景づくりの工夫点について協議する「事前調整会議」を実施。

事前調整会議

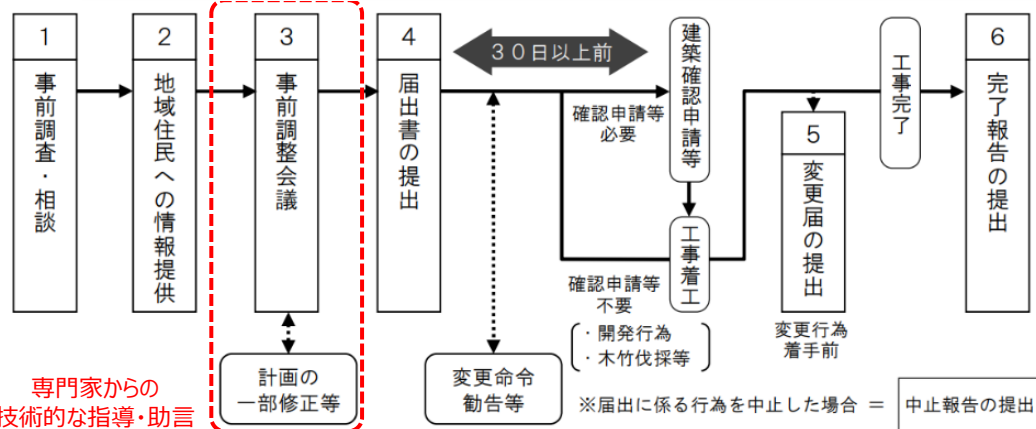
- ・行為の届出前に、風景づくりについて、3者で意見交換
- ・行為の届出の際、事前調整会議での指摘事項等への「対応表」を添付

多様な実務経験に即した助言

- ・専門家は、建築・ランドスケープ・都市計画・色彩等さまざまな実務者
- ・外観デザインだけでなく、近隣対策、コスト面、維持管理等も踏まえた提案
- ・約8割以上の案件（令和3年度）で会議結果が計画に反映

区職員のスキル向上

- ・区職員が「事前調整会議」に参加することで、別の事業者にも具体的な配慮方法を伝えられるようになる。



景観法による景観計画区域又は景観地区の一部又は全部を含む区域等で面積 1 ha以上の地区について、地方公共団体、景観整備機構及び住民による景観形成の取組を支援。

住宅等の外観の修景



集会所等の生活環境施設の整備



地区内の公共施設の整備

道路・公園等の整備



電線の地中化



景観重要建造物等の保全・活用に対する支援

景観重要建造物の修理（耐震改修含む）費、買取費、移設費

交付率

【直接補助】 1 / 3

【間接補助】 事業主体の補助に要する費用の 1 / 2 又は補助事業費の 1 / 3 のいずれか低い額



※一般公開を行うものについては、内装の修理も支援

社会資本整備総合交付金(都市公園事業など)

<社会資本整備総合交付金>

・都市公園事業：都市公園の整備に関する事業

事業要件の1つである「国家的事業関連公園」に、景観重要建造物等を活用することが記載

「国家的事業関連公園」とは

- ・我が国固有の優れた歴史的・自然的・文化的資源、又は景観法に基づく景観重要建造物等を活用する観光振興の拠点となる都市公園等

「国家的関連事業※の開催に向けた都市公園の整備等に関する事業」が重点配分の対象となっている。

※景観法に基づく景観重要建造物等を活用する観光振興の拠点となる都市公園等を整備する事業

市民緑地等整備事業：民緑地契約に基づき行う緑地の利用又は管理等のために必要な施設整備を行う事

事業要件の1つである都市要件として「景観計画の策定」が記載

都市要件（抜粋）

- ・緑の基本計画が策定済み若しくは策定中の都市、又は景観計画が策定済み若しくは策定中の都市

まちなかウォークブル推進事業

○車中心から人中心の空間へと転換を図る、まちなかの歩いて移動できる範囲において、滞在の快適性の向上を目的として市町村や民間事業者等が実施する、道路・公園・広場等の整備や修復・利活用、滞在環境の向上に資する取組を重点的・一体的に支援し、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくりを推進する事業

事業主体等

●市町村、市町村都市再生協議会（社会資本整備総合交付金） ●都道府県、民間事業者等（都市再生推進事業費補助） いずれも国費率：1/2

施行地区

次のいずれかの要件に該当する地区、かつ、**都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域**（当該区域の周辺整備に係る事業が実施される地区を含む）

- ① 立地適正化計画策定に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村の、市街化区域等内のうち、鉄道・地下鉄駅※から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場※から半径500mの範囲内の区域等 ※ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。
- ② 観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、当該区域の整備が都市のコンパクト化の方針と齟齬がないと認められる市街化区域等外の区域
- ③ 立地適正化計画、広域的な立地適正化の方針等に位置づけられた都市計画区域外の地域生活拠点

対象事業

【基幹事業】

道路、公園、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、既存建造物活用事業、エリア価値向上整備事業、子どもまんなかまちづくり事業、滞在環境整備事業、計画策定支援事業※、等

※都市再生整備計画にグリーン化、デジタル技術・データの活用、子ども・子育て支援等の国が指定する「重点的に取り組むテーマ」及びテーマに即した目標・指標を設定した場合に実施可能

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業、地域創造支援事業（市町村の提案に基づくソフト事業・ハード事業）

事業のイメージ

● 歩きたくなる空間の創出 Walkable

- 街路空間の再構築
- 道路・公園・広場等の整備及び既存ストックの改修・改変
- 道路の美装化・芝生化、植栽・緑化施設や水上デッキの整備等による公共空間の高質化
- 滞在快適性等向上区域を下支えする周辺環境の整備（フリンジ駐車場、外周道路等の整備）

● 歩行者目線の1階をまちに開放 Eye Level

- 沿道施設の1階部分をリノベーションし、公共空間として開放
- 1階部分のガラス張り化等の修景整備

● 既存ストックの多様な主体による多様な利活用 Diversity

- 官民の土地・施設を一体的に改修し、自由に利活用できるまちなかハブや公開空地として開放
- 公共空間にイベント等で利用できる給電・給排水施設等を整備
- 利活用状況を計測するセンサーの設置や、データを分析・見える化し、まちの情報を発信するシステムの整備

● 開かれた空間の滞在環境の向上 Open

- 屋根やトイレ、照明施設、ストリートファニチャー等の整備
- 滞在環境整備に関する社会実験やコーディネート等の調査



○景観まちづくりを推進するため、税制の特例措置を講ずるもの。

相続税

- ・景観重要建造物である家屋及びその敷地について、**3割評価減**



イメージ

所得税・法人税等

- ・景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供する土地等を、個人・法人が地方公共団体又は景観整備機構に譲渡する場合、譲渡所得等について**1,500万円控除**



イメージ

都市景観大賞

良好な都市景観を生み出す優れた事例を選定し、その実現に貢献した関係者を顕彰し、広く一般に公開することにより、より良い都市景観の形成を目指す。

① 都市空間部門

街路・公園・水辺・緑地等のパブリックスペースと建物等が一体となって良質で優れた都市景観が形成され、それを市民が十分に活用することによって、地域の活性化が図られている地区

② 景観まちづくり活動・教育部門

良好な景観形成等のための活動を地域に根差して行っており、それらが地域の人々の良好な景観形成等への意識・関心の高揚等につながっている優れた活動

各賞概要

「大賞」 国土交通大臣賞

「優秀賞」 (財) 都市づくりパブリックデザインセンター会長賞

「特別賞」 (財) 都市づくりパブリックデザインセンター理事長賞

推進体制

主催：「都市景観の日」実行委員会

(公財) 都市づくりパブリックデザインセンター、(公財) 都市計画協会、(一社) 日本公園緑地協会、(独) 都市再生機構など

後援：国土交通省

都市景観の日

都市景観に対する国民の意識啓発を目的として、平成2年に「都市景観の日」を創設。その日を中心に都市景観に係る各種イベント等の活動を重点的に展開することとした。

○都市景観の日： 10月4日

○制定理由： 都市景観について考えをめぐらし、様々な行事を実施するのに、さわやかな10月が最も適切であること、更に「としび(十・四・日)」という語呂がよいことから制定。

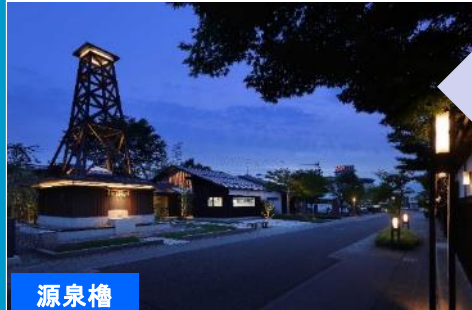
「都市空間部門」

天童温泉街地区 (所在地: 山形県天童市)

【応募者】 結城光正一級建築士事務所/東京藝術大学、天童温泉協同組合、天童市、天童温泉商店会、株式会社DMC天童温泉、株式会社GKグラフィックス [6団体による共同応募]

概要

天童市は中央にある舞鶴山(天童公園)と愛宕沼、そして周辺の湯上山の麓に広がる美しい自然に囲まれた環境が特徴。これらの山々の風景が広がる中、天童温泉街は、商業地域に属しており、旅館、美術館、店舗、戸建住宅などが混在する地区となっている。同時に、観光客、地域住民、文化、身体 の状況など、個性や違いに関わらず、誰もが利用しやすく、居心地の良い環境づくりを目指す、ユニバーサルデザインを理念に掲げている。これはまちや建物、物、仕組み、サービスなど、あらゆる側面において、包括的で包容力のあり、このような人の営みが加わった、多様性のある景観やまちなみを追求することを意味し、当地区の都市景観形成の特徴と言える。各旅館の独自の特徴を引き立たせつつ、地域全体が統一感を持った景観を築くため、温泉組合は自主的にデザインコードを設定し、共通の仕上げ、色彩、素材、天童地域の樹種を使用した新築や改修を進めている。これにより、天童らしい独自性を保ちながらも、公共空間の街路と共に、調和のとれた都市景観を形成している。



源泉槽

街路、外灯、温泉槽、源泉、田圃、飲食店と旅館の板塀が、独自の共通のデザインコードを用いて相互に良い関係性となって、天童らしい情緒ある景観を一体的に創出。



舞鶴山からの情景

舞鶴山の山頂(天童公園)から愛宕沼を正面に、住宅街の中にある当地区方面の情景。右側に湯上山を望む。



屋台村

老舗旅館の玄関から温泉槽方面の眺め。街路を挟んで飲食店2件と櫓が、周囲の森と調和し、一体的な街路空間を形成している。この景観を点から線、そして面へと当地区全体に展開し、散策を楽しめる情緒ある景観形成を目指している。

旅館の機能である飲食店を外部に新設することで、まちに開かれ、地域の住民と観光客が交わり、共有し共創する環境を生み出すユニバーサルデザインの理念が当該地区らしい都市景観として表れていく。



旅館からの情景

積極的なご応募をお願いします！！

3. 景観まちづくりの推進に向けて

(3) 屋外広告物法と歴まち法

まちの活性化に資する屋外広告物利活用の推進

屋外広告物条例ガイドラインの一部改正(令和5年1月改定)

平成29年改定(2017)

令和4年12月末で、H29改定後5年が経過

(2023)

広告物の禁止地域・物件について

公共デジタルサイネージに係る屋外広告物規制運用の弾力化 (H29.3)

【G・11条7項】



エリアマネジメント活動推進のための屋外広告物規制の弾力化の促進 (H29.12)

【G・11条8項】



屋外広告物の利活用

広告の禁止地域等について、一定の条件のもと、「公益上必要な施設の設置・管理費」や「地域における公共的な活動の取組」に広告料収入を充てる場合、当地域等での広告の表示ができる。

急速に進化する屋外広告物を取り巻く環境

- ✓ 昨今、特に、地域の特性に応じ、路上変圧器や街路灯に、デジタルサイネージを表示し、屋外広告物も利活用しながら、都市における生活の質や活動の利便性向上等を図るまちの活性化に資する取組がみられる。
 - ✓ 街灯(機能)のほか、複数の機能を有する、いわゆる「スマートポール」を設置する動きも広まっている。
- 等

※ 景観行政団体や歴まち計画認定都市と同様、「まちなかウォークラブル区域を設定した市町村」も、都道府県と協議の上、屋外広告物条例を定め、必要な規制等を行うことが可能に。

屋外広告物法の改正(R2年6月)

地球温暖化に伴う気候変動の影響により、年々、風水害は激甚化、又、近年、地震は頻発化。



- 無電柱化
 - 防災・災害情報等の発信・共有
- 等

R4年度改定

上記ニーズを踏まえ、**H29年改定で設けた適用除外規定に、以下物件を追加**する。

デジサイ

「路上変電塔」及び「街灯柱」

エリマネ

「路上変電塔」

まちの魅力や安全性を向上

歴史まちづくり法の概要

「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(H20.5.23全会一致で成立、同年11.4施行)

【法の目的】

歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与

【歴史的風致】

地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境

基本方針(国が作成)

歴史的風致維持向上計画 (市町村が作成)

【重点区域】

核となる文化財(重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区等)と、一体となって歴史的風致を形成する周辺市街地により設定

国による認定

(文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣)



認定歴史的風致維持向上計画

歴史的風致形成建造物(第12条～第21条)

法律上の特例措置(第11条、第22条～第30条)

各事業による**重点的な支援**

○補助対象拡大・国費率嵩上げ



(例)歴史的建造物の修理・買取



(例)都市公園内の城跡の復原

景観の誘導

景観法と歴史まちづくり法は、歴史まちづくりを進める上での車の両輪。

歴まち法運用指針において **2期計画認定**までの**景観計画策定が原則義務づけ**られており、両計画の連携強化が必要。

令和5年3月末時点

項目	移行済み	検討中	計	認定都市	割合
景観行政団体	79	10	89	95	93.6%
景観計画策定	75	13	88	95	92.6%
屋外広告物条例 (独自条例)制定	47	4	51	95	53.6%

認定都市(95都市)において**9割以上の都市が景観計画を策定・検討**
約半数の都市が独自の屋外広告物条例を制定・検討している。

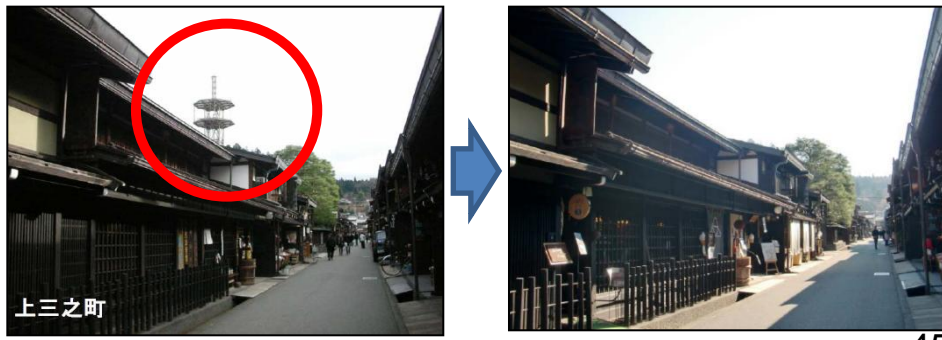
【山口県萩市】

歴史的風情等を守るため、市全域で独自の基準により屋外広告物を規制する条例を制定したことにより、良好な景観の形成が図られている。



【岐阜県高山市】

地域住民の歴史的な景観を重視する意識の高まりを踏まえ、良好な景観を阻害していた通信施設の鉄塔が平成25年に撤去された。

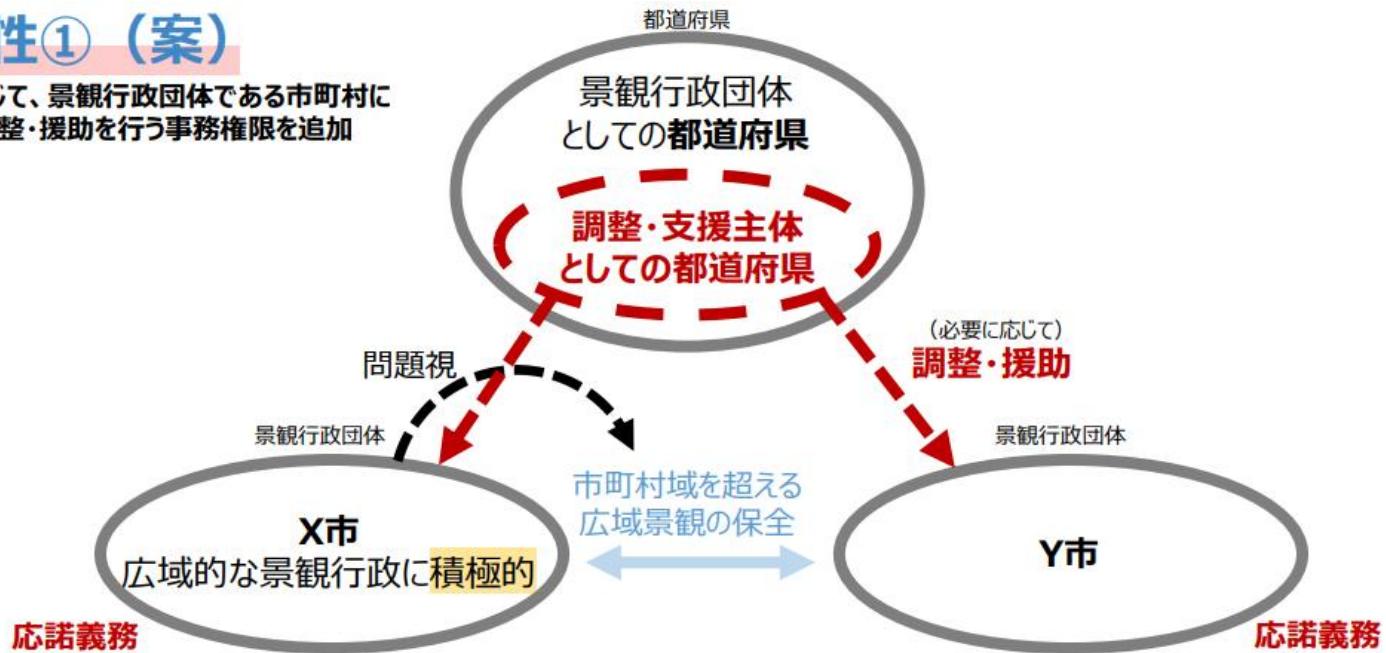


4. 今後の展開

「都市の個性の確立と質や価値の向上に関する懇談会」の中間とりまとめを踏まえ、歴史まちづくり法や景観法に関する必要な制度改善について検討を深めるため、「地域資源の保全と活用に向けた歴史まちづくりや景観行政に関するワーキンググループ」を設置し、景観法については広域景観保全に向けた対応の方向性等について議論しています。

方向性①（案）

必要に応じて、景観行政団体である市町村に対して、調整・援助を行う事務権限を追加



調整・援助の施策として想定されること

- ・都道府県が主体となり関係する市町村で構成される会議（広域調整会議）を開催し、景観計画等について調整を行う
- ・調整の結果等を踏まえ、都道府県が広域景観に係る基本的な方針（広域基本方針）を作成することで景観行政団体が景観計画を策定・改定する際の指針を示す
- ・都道府県から市町村に対して、職員もしくはアドバイザーの派遣による助言・伴走支援等、景観行政に対する人的・財政的な支援を行う

5. おわりに

地域独自の自然・歴史・文化や観光資源等を磨き上げた質の高い景観まちづくりが重要

- **重点地区**を定め、きめ細やかで集中的な取り組みが必要。
- 地方公共団体・国だけでなく、住民、事業者、専門家など、**地域関係者との連携**が大切。
- 現地を訪れてください。

景観計画は予期せぬ開発行為等に対する未然の抑止力

- **景観計画の策定・改定**をお願いします。
まずは出来ることから小さく始めてください。

※ 国の予算や各種資料など、様々な支援策があります。

- 景観法運用指針
- 景観計画策定・改定の手引き & 景観計画・まちづくりの質向上アイデア集
- 景観改善推進事業 など

※ ご不明点はお気軽に本省または地方整備局までお問合せください。

2027年国際園芸博覧会について

2027年国際園芸博覧会(GREEN×EXPO 2027)の概要

- 国際園芸博覧会は、**国際的な園芸・造園の振興や花と緑のあふれる暮らしの創造等を目的**に各国で開催されています。
- **2027年に横浜市**で、1990年の大阪花の万博に次いで、**我が国2回目の国際園芸博覧会が開催**されます。

開催概要

位置付け：最上位の国際園芸博覧会（A1）
国際博覧会条約に基づく認定博覧会

開催場所：旧上瀬谷通信施設の一部（約100ha）
（横浜市旭区・瀬谷区）

開催期間：2027年3月19日～9月26日（6か月間）

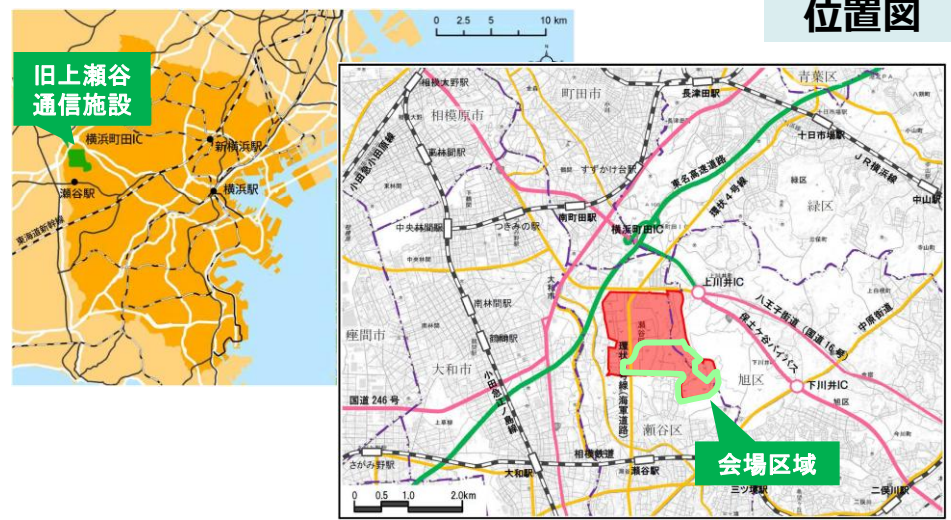
参加者数：1,500万人（ICT活用等の多様な参加形態含む）
※大阪花の万博では約2,300万人が来場

会場建設費：約320億円

テーマ：幸せを創る明日の風景
～Scenery of the Future for Happiness～

開催者：（公社）2027年国際園芸博覧会協会

位置図



GREEN×EXPO 2027の計画図

- GREEN×EXPO 2027では、計画地の環境を読み解き、武蔵国と相模国の国境となった尾根地形、南北方向の水の流れ、風の動き、残された樹林地等の**自然資本を活かした会場づくり(Nature-based Design)**を進めます。
- この上で**5つのビレッジ**と**3つのゾーン**を展開し、日本の植物資源と文化を活かした園芸博覧会が繰り広げられます。



3つのゾーン

GREEN×EXPO 2027の骨格となる3つのゾーン。

国際出展ゾーン

世界各国や国際的な花き園芸・造園企業による出展。世界の園芸文化・食農文化の多様性に出会う国際色豊かなゾーン。

シンボルゾーン

GREEN×EXPO 2027のテーマを発信するテーマ館、花き品種・ガーデンデザイン等のコンペティションを行う屋内出展施設。

日本ゾーン

政府による庭園・屋内出展、主催者による園芸文化展示、自治体等による出展。日本の園芸文化の奥行きに触れることができるゾーン

5つのVillage

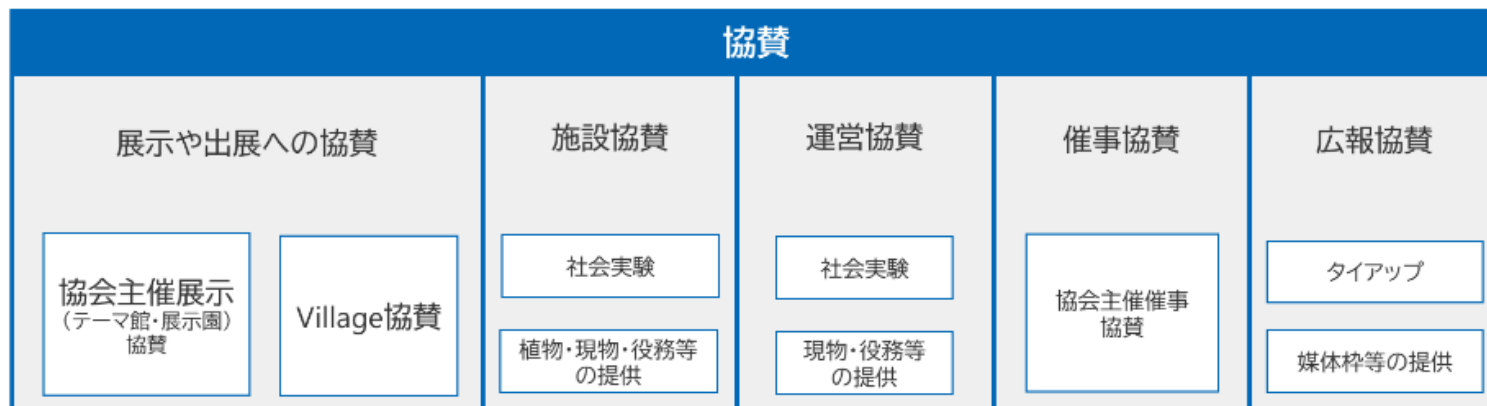
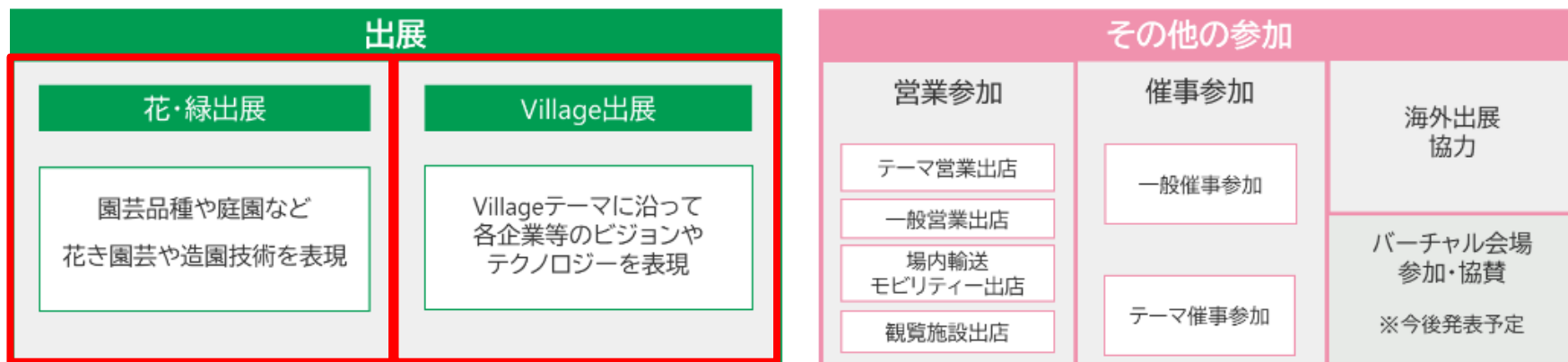
テーマ共創事業としてGXを実現する5つの「Village」。主催者と参加者がテーマを共有しながら、「幸せを創る明日の風景」の創出に取り組みます。



※2023年9月現在の予定。

GREEN×EXPO 2027の出展・参加メニュー

- GREEN×EXPO 2027には、様々な形で**多くの地方公共団体、企業等が出展・参加可能**です。
- **地方公共団体の皆様は、特に「花・緑出展」（屋外出展・屋内出展）や「催事参加」を想定**しています。
- **民間企業のご様は、特に「Village出展」や「協賛」を想定**しています。



GREEN×EXPO 2027の「花・緑出展」について

「花・緑出展」について

屋外 出展

造園技術やデザイン、園芸植物、地域資源等を
P Rする庭園や花壇出展

出展エリア 日本ゾーン内

出展期間

- 原則として「全期間出展」（全会期：192日間）

区画規模、形状 1区画あたり25㎡（基準面積 予定）

※複数区画の使用が可能。区画の形状は規模や場所によって異なる。

出展費用、他 出展料無料、営業活動不可（PRは可）



参考：2004浜名湖花博 屋外庭園作品

屋内 出展

屋内庭園やフラワーアレンジメント、生け花、
盆栽等の作品等の出展

出展エリア シンボルゾーン、屋内出展施設内

出展期間

- 全期間出展（全会期：192日間）：最大15区画
- 短期間出展（会期中9日間程度（27回入替））：20区画程度

区画規模、形状 1区画あたり20㎡（予定）

※複数区画の使用が可能

出展費用、他 出展料無料、営業活動不可（PRは可）



ご清聴ありがとうございました。

是非、2027年国際園芸博覧会協会のHPと
GREEN×EXPO 2027のPR動画をご覧ください！

2027年国際園芸博覧会協会
ホームページ



2027年国際園芸博覧会
「GREEN×EXPO 2027」
PR動画



問い合わせ先：国土交通省都市局参事官（国際園芸博覧会担当）
（直通：03-5253-8134）